

多賀城市監査委員告示第21号

地方自治法第199条第9項の規定により報告した公の施設の指定管理に係る監査の結果について、社会福祉法人多賀城市社会福祉協議会会長から同条第14項の規定により下記のとおり措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定により下記のとおり公表する。

令和5年12月22日

多賀城市監査委員 佐伯 光時

多賀城市監査委員 根本 朝栄

記

- 1 監査対象団体等
社会福祉法人多賀城市社会福祉協議会
(令和4年度分多賀城市シルバーヘルスプラザ及び屋内ゲートボール場の指定管理業務)
- 2 監査結果の報告日
令和5年12月1日
- 3 措置を講じた旨の通知があった日
令和5年12月15日
- 4 措置状況報告の内容
別紙のとおり

指摘指導事項等に係る措置状況報告書

- 1 監査の種類 公の施設の指定管理に係る監査
(令和4年度多賀城市シルバーヘルスプラザ及び屋内ゲートボール場の指定管理業務)
- 2 監査実施日 令和5年11月2日
- 3 監査対象部署 社会福祉法人多賀城市社会福祉協議会
- 4 措置内容

番号	区分	指摘指導事項等の内容	措置の内容	措置を講じた日
1	指導	<p>(1) 備品管理について 指定管理料を財源として購入した備品について、市の会計規則に基づく管理がされていなかった。</p> <p>(詳細) 指定管理料を財源として購入した物品について、市の会計規則に基づく管理(物品台帳への登録等)がなされていなかった(仕様書第8(3))。</p>	<p>(原因) 確認不足によるもの</p> <p>(講じた措置の内容) 備品購入報告書を健康長寿課(担当課)に提出、市の会計基準に基づく管理(物品台帳への登録)を依頼した。</p> <p>(再発防止策) 複数の職員による確認を行い、報告漏れを防止する。</p>	R5.12.8
2	指導	<p>(2) 修繕に係る市長への報告について 業務用給湯器の修繕について、仕様書に基づく市長への報告がないまま予算執行されていた。</p> <p>(詳細) 業務用給湯器修繕について、30千円以上であるが市長への報告がないままに予算執行されていた(仕様書第7(1)エ(ウ))。</p>	<p>(原因) 確認不足によるもの</p> <p>(講じた措置の内容) 修繕完了報告書を健康長寿課(担当課)に提出した。</p> <p>(再発防止策) 修繕に係る費用が30千円以上である場合、市長への報告書の提出がなされたかを、複数の職員で確認したうえでの予算執行とし、報告漏れを防止する。</p>	R5.12.8
3	指導	<p>(3) 収支決算書の記載について 収支決算書について、事務費における「一般管理費」の記載がなかった。</p> <p>(詳細) 令和4年度事業終了後の収支決算書において、支出科目3事務費中、一般管理費の記載が無かった。</p>	<p>(原因) 書類作成の際、前年度の決算書様式を使用してしまったことと、記載内容の確認不足によるもの。</p> <p>(講じた措置の内容) 決算書記載内容の訂正を行い、健康長寿課(担当課)に提出した。</p> <p>(再発防止策) 複数の職員による確認を行い、記載漏れを防止する。</p>	R5.12.12
4		(詳細)	<p>(原因)</p> <p>(講じた措置の内容)</p> <p>(再発防止策)</p>	